

特定非営利活動法人石巻市体育協会表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人石巻市体育協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定に基づき、本会が行う表彰等に関する必要な事項を定めるものとする。ただし、スポーツ少年団については別途定めるものとする。

(表彰の種類及び推薦基準)

第2条 定款第5条第1号に掲げる「スポーツに関する功労賞等の表彰」については、次のとおりとする。

- (1) 本会の事業発展に功労のあった個人及び団体にスポーツ功労章を贈る。
- (2) 本市のスポーツ向上に勲功のあった個人及び団体にスポーツ勲功章を贈る。
- (3) 前各号に規定するほか、特に功績の著しい者及び特にスポーツの振興に寄与した者への特別表彰。

2 前項に掲げる表彰の基準は、別表の推薦基準に該当し本会の団体正会員から別紙様式の推薦書により推薦を受けた個人及び団体とする。

3 第3号に掲げる表彰は、理事会の推薦によるものとする。

(表彰の審査)

第3条 被表彰者は、理事会で決定する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表 推薦基準

表彰の種類	推 薦 基 準
スポーツ功労章	(1) 本会に入会している団体正会員に所属し、入会后3年を経過した団体正会員からの推薦であること (2) 年齢は12月31日をもって満50歳以上の者であること (3) 推薦者の人数は、団体正会員から1名とする (4) 過去に本表彰を受けていないこと
スポーツ勲功章	(1) 国際大会に日本代表選手として出場した者 (2) 国体及び全国大会（青年体育大会を除く）において3位以上の成績をおさめた者 (3) 東北大会（東北連盟主催以上で、オープン参加の大会を除く）において優勝した者及び大会記録を樹立した者 (4) 推薦者は、本会の団体正会員に所属し、中学生以上の者であること (5) 財団法人日本体育協会加盟競技団体であること
特 別 表 彰	(1) 市民のみならず、全国的視野から見ても功績が特に著しい者

表彰に関する申し合わせ事項

- 1 第一条件は、本会の団体正会員に所属している者であること。
- 2 推薦基準の本会入会后3年経過とは、石巻市体育協会加盟期間を通算する。
- 3 社会人となり他地区に住居を移すなどし、明らかにスポーツ籍（勤務先・活動拠点）が本会の団体正会員にない場合は、スポーツ勲功章に該当しないものとする。
- 4 各団体正会員で指導・育成してきた中学生等が、地元を離れ他地区の高校・大学等に進学し、スポーツ活動で功績をあげた場合、学生への応援やそれまでの団体での指導・育成の成果という観点から学生時に限り親元の住所が石巻市内であれば該当させる。
- 5 亡くなられた方への追彰は、各団体正会員の判断に委ねる。
- 6 個人・団体の表彰区分については、テニス競技ダブルス、ボート競技ダブルスカル等の場合は個人表彰とする。
- 7 スポーツ勲功章に値する大会規模は、東北連盟（協会）主催以上とし、他県選手が出場していても県連盟（協会）主催は該当しないものとする。（例 河北レガッタ）
- 8 特別表彰受賞者もスポーツ勲功章を受章することができる。
- 9 本会の会費未納団体からの推薦は受け付けられないものとする。